

平成 28 年 度
社会福祉法人 伊達コスモス 21
事業計画

社会福祉法人 伊達コスモス 21

平成 28 年度 伊達コスモス 21 事業計画 目 次

法人事業体系	1
平成 28 年度重点運営事項	2
法人本部	3

障害福祉サービス事業

ふみだす(多機能型)	4
第 2 ふみだす(多機能型)	11
給食提供サービス(ふみだす・第 2 ふみだす)	15
サポートじゃんぷ(共同生活援助)	16
サポートハンズころころ(居宅・重度訪問介護・行動援護)	19
どんぐりころころ(指定特定相談支援)	21

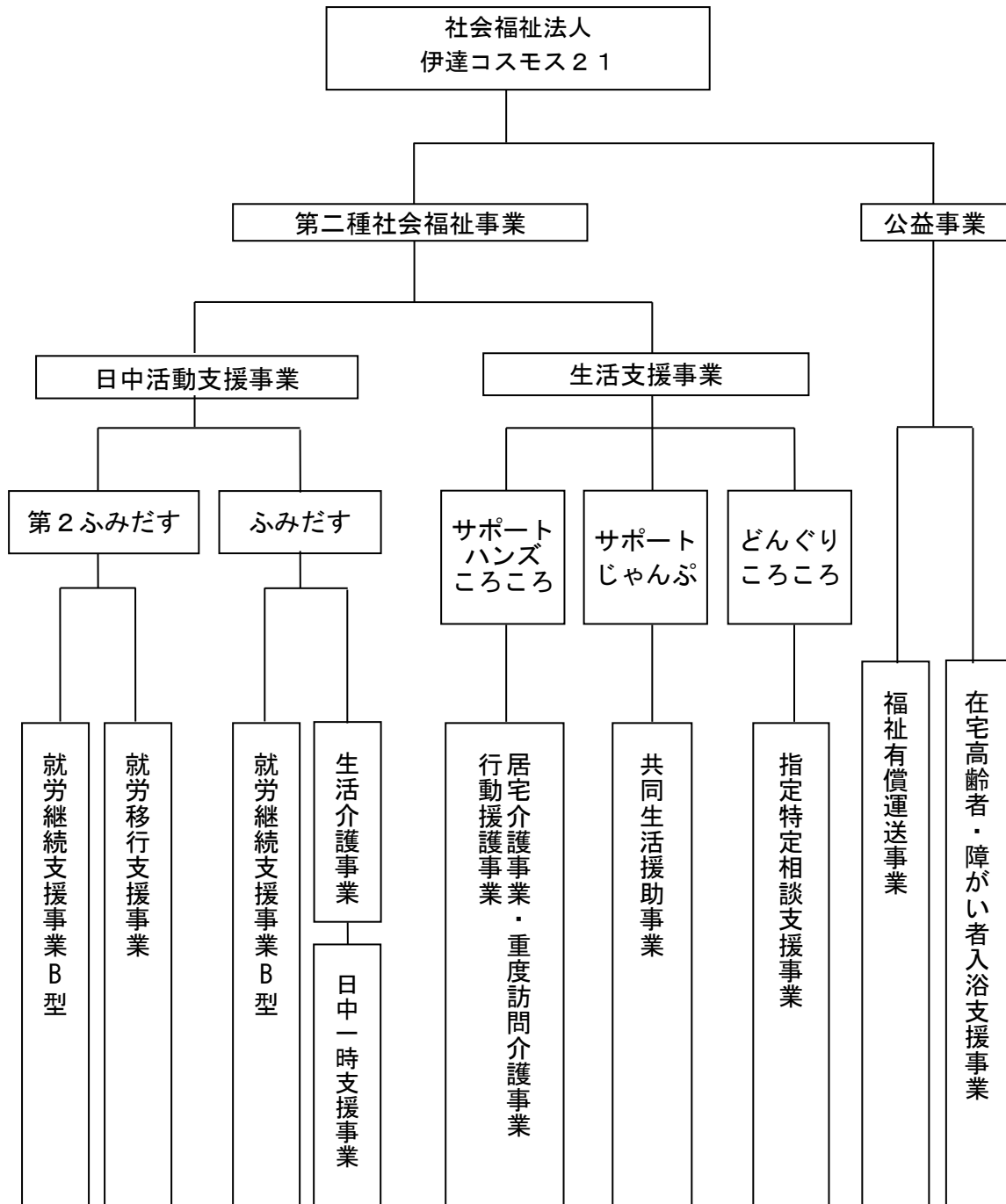
公益事業

在宅高齢者・障がい者入浴支援事業	22
福祉有償運送事業	22

委員会

研修委員会	23
防火・防災委員会	24
苦情解決委員会	25
虐待防止委員会	26
保健・衛生委員会	27

法人事業体系



平成 28 年度 伊達コスモス 21 重点運営事項

社会福祉を取り巻く環境が大きく変わる中、そのあり方が問われていた社会福祉法人制度改正については、昨年度その方向が示されたことを受けて今年度から具体的にその体制を整備していかなければならない。また、年々福祉現場を目指す求職者が激減する中、処遇改善を図り人材確保及び育成に力を注ぎ、求められる福祉サービスと支援の質の向上に努めていくこととする。

1. 社会福祉法人制度改正に伴う具体的な対応

- ①地域における公益的な取り組みの実施（在宅者入浴支援事業・福祉有償運送Sの充実）。
- ②情報公開ルールの明確化と対象範囲の拡大（ホームページを活用し指示される内容を公表）。
- ③役員報酬基準の作成（報酬基準を作成し評議員会の承認）。
- ④定款変更と評議員選定委員会の設置（新定款作成後所轄庁の承認→選定委員会設置）。
- ⑤理事・監事候補の選定。

2. ふみだす大規模増改修に備えた整備計画の作成

ふみだす建物の狭隘化の問題は長年の課題であった。数年後の社協庁舎購入及び増・改修に向けて施設整備等積立金計画の策定と基本設計に向けた増・改修図面の作成に取り掛かることとする。

3. 給与規定改正による処遇改善の実施

管理職手当・役付手当及び期末勤勉手当を改正し職員の処遇改善を実施することにより、新規職員の確保及び就業の継続・定着を図る。

4. 発達障がいがある利用者に対する環境整備(活動の場・住居)と支援スキルのアップ

グループホーム等の住まい及び通所に於ける活動室等について、発達障がいの特性に配慮した環境作りに努めるとともに特化した職員研修に取り組み支援スキルの向上を図る。

5. 新規グループホームの開設と個人のニーズに応える生活形態の推進

- ①医的ケアの必要な方も利用できる短期入所機能を併設した重度重複障がい者が利用するグループホームを新規開設する。（国庫補助内示があった場合）。
- ②グループホームのサテライト型住居を整備し個人生活を希望している利用者のニーズに応えていく。

6. 着実な就労移行支援事業の展開と障がいの重い利用者の生産活動の充実

- ①就労移行支援サービス利用者の就労移行率 50%を堅持。
- ②工賃向上計画を作成し、B型利用者全員に月額支給工賃 3 万 5 千円を目指す。
- ③就労年齢にある生活介護利用者の生産活動の充実。

7. 利用者の多様化するニーズへの具体的対応と専門的支援の充実

- ①高齢利用者に対する専門的支援の充実と生きがいに繋がる活動の提供。
- ②重複障がいのある利用者の生活圏を拓げる活動と医的ケアを含めたきめ細かいサービスの提供。
- ③短期入所事業開設に向けた検討。

8. 非常災害時における速やかな避難体制とライフライン断線時の具体的対応の整備

- ①火災及び地震・津波等非常災害時に一人の犠牲者も出さないための確実な避難訓練の実施と避難後の連絡・移送体制の修練。
- ②暴風雨（雪）等の自然災害による停電・断水等ライフラインの断線を想定した通所並びにグループホームでの実際的訓練の実施。

法人本部

1. 法人の役員・評議員

- (1)理事 (任期 第8期 平成27年9月28日～平成29年9月27日) 7名
理事長 栗本 茂生
常務理事 大垣 勲男
理事 松倉 一男・下田 良夫・大矢 辰男・大坪 鐵雄・小林 繁市
- (2)監事 (任期 第8期 平成27年9月28日～平成29年9月27日) 2名
中川 佳恵・栗橋 徳一
- (3)評議員 (任期 第8期 平成27年9月28日～平成29年9月27日) 15名
石川 鐵雄・亀田まり子・杉山 慶夫・岡田 信・須藤 英雄
奥村 貴広・栗橋 和夫・原 直樹・奥山 刊児・益田 利幸
勝木 勉・松添 慎吾・堤 厚・畠山 隆子・高木 雅彦

2. 平成28年度事業計画

(1)理事会・評議員会の開催

理事会(年4回予定)

第1回：平成27年度事業報告・収支決算の審議(5月中旬予定)

第2回：各事業報告(9月予定)

第3回：中間事業実施経過報告の審議(12月予定)

第4回：事業実施経過報告及び平成29年度事業計画・収支予算の審議(3月予定)

評議員会(年4回予定)

第1回：平成27年度事業報告・収支決算の審議(5月中旬予定)

第2回：各事業報告(9月予定)

第3回：中間事業実施経過報告の審議(12月予定)

第4回：事業実施経過報告及び平成29年度事業計画・収支予算の審議(3月予定)

(2)監事監査の実施(四半期ごとに実施)

第1回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

第2回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

第3回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

第4回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

(3)役員研修(外部・内部)の実施

(4)外部経理監査の実施

外部の会計監査機関による法人内全ての経理処理と予算執行状況を確認し、資金管理の健全性と予算管理の的確性を維持するため、2ヶ月に1回実施する。

(5)情報公開の推進

法人と各施設の事業等の情報開示と広報を行うため、年2回の機関紙「はっしん」の刊行と、ホームページを活用する。

障害福祉サービス事業

ふみだす(多機能型)

1. はじめに

平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待防止法」、平成 28 年 4 月 1 日「障害者差別解消法」等の障害者の権利利益、擁護に関する法律が施行され、ふみだすにおいても益々利用者の人権擁護とひとりひとりの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげられるよう取り組みを進めていかなければならない。このことを踏まえ、今までの取り組みを強化するべく、自らの発信を不得意とする利用者の希望や思いを実現するために、今一度これまでの支援を振り返り「合理的配慮」の視点で支援が実施されているかの見直しを行っていく。

また、『ふみだす利用者総活躍!』を目指し、生活全般に受け身でいることが多い利用者 1 人ひとりが、本人の持てる力を発揮し、職員と力を合わせて自主的な取り組みや、新しいことにチャレンジする機会を多く持ち、「働くこと」「社会参加すること」「健康を保つ活動」などを通して、やりがいや達成感を得られるよう取り組んでいきたいと考えている。

2. 重点課題

(1) 合理的配慮への取り組み

いよいよ平成 28 年 4 月 1 日、一部の附則を除き「障害者差別解消法」が施行され、平成 27 年度からふみだすでは、利用者の障害や特性自体に目を向けるのではなく、障がいがある理由で働くことや、社会参加、活動を断念することなく、たくさんのチャンスや機会を設け活動ができるよう「障害者差別解消法」や「合理的配慮」についての理解を深めてきたが、平成 28 年度はより具体的に実現できるよう取り組みを強化していく。

(2) グループ活動・個別活動の更なる充実

生活介護では各班ごとにグループ活動や個別活動に力を注いできた。それぞれの個々のニーズに応え、希望を叶えるために、年齢や要望に分けたグループ活動や個別活動を実施しているが、活動が更に細分化している状況にある。限られた時間と人員の中で、利用者の満足や充実につながるよう、H28 年度は更に個々の願いに応じていけるよう活動の充実を図っていく。

(3) 障がいの重い利用者の「働く」の充実

重度の障がいを持つ利用者の「働く」事への取り組みは、平成 27 年度より具体的な取り組みを開始している。しかし、まだ一部の利用者への取り組みとなっている状況であり今後も更に取り組みを進めていく。また、生活介護班から就労継続支援事業班への実習を重ね、利用者の特性や得意な分野で働く経験を積んできたが、平成 28 年度は就労継続支援事業の正式な利用者として活動ができるよう進めていく。

(4) 安定した工賃支給を目指す

コスモス班ではパンの売り上げは上昇しているものの、利用者の増や非常災害用のビスケットの注文が安定しないなどの理由から、目標としている 35,000 円の工賃が支払うことが心配な状況となってきている。そのため新たな戦略のもと、安定した工賃支給ができるよう、班以外の職員を交えて構成する販売促進委員会を設け、販路の拡大や新商品の拡大を図っていく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成28年4月1日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	20未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～79	80以上	合計	平均年齢
男	2	12	3	4	5	6	2	1	0	35	41.4
女	1	11	3	9	4	7	7	4	0	46	47.4
合計	3	23	6	13	9	13	9	5	0	81	44.7
%	3.7	28.5	7.4	16.0	11.1	6.2	7.4	16.0	0	100	

利用者障害程度(療育手帳・IQ)

(単位：人)

程度	最重度	重度	中度	軽度	未判定	合計
男	8	15	8	4	0	35
女	8	18	16	4	0	46
合計	16	33	24	8	0	81
%	19.8	40.7	29.6	9.9	0	100

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	苫小牧市	豊浦町	洞爺湖町	他胆振管内	その他	合計
人数	43	7	5	1	1	2	2	20	81
%	54.2	8.5	6.0	1.2	1.2	2.4	2.4	24.1	100

班毎の在籍者の年齢

(単位：人)

班名		20未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
就労継続支援B型	コスモスパン	2	2	2	7	2	0	0	15
	コスモスビスケット	0	3	0	3	1	3	0	10
生活介護	わくわく	1	6	1	2	6	9	1	26
	てく 1班	0	12	2	1	0	0	0	15
	てく 2班	0	0	1	0	0	10	4	15
		3	23	6	13	9	22	5	81

コスモス

1. 重点目標

- (1) 工賃向上計画に基づいた月額支給工賃 35,000 円以上の支給
- (2) 高齢利用者への作業内容と支援の充実
- (3) 発達障がい者への構造化を取り入れた支援
- (4) 生活介護利用者の受入体制と作業内容の確立

(5)衛生管理体制の維持・向上

2. 目標に対する実施計画

(1)工賃向上計画に基づいた月額支給工賃 35,000 円以上の支給

- ①商品の売り上げアップを目的とし、班以外の職員も交えた職員で構成する販売促進委員会を発足させ、最低月 1 回会議を実施し計画的な新商品の開発や販売を実施する。
- ②移動販売先の再考と拡大
新たな販売先の開拓と、販売数が見込めない場所の見直しを実施する。
- ③市内児童クラブのニーズに対応し、安心、安全なおやつ納品を行い継続して購入してもらえるよう製造をしていく。

(2)高齢利用者への作業内容と支援の充実

- ①老化に伴う疾病や体力低下の状況を把握し、個々の体力に合った作業内容や環境を整えていく。
- ②定期的に面談を実施し利用者の希望や意向の確認を行う。

(3)発達障がい者への構造化を取り入れた支援

- ①外部・内部研修会に参加し、発達障がいの理解を深める。
- ②作業内容、作業室の構造化を図り、発達障がい利用者の働きやすい環境を提供する。
- ③コミュニケーション手段の拡大を図り言葉だけに頼らず意志の疎通が図れるよう研鑽する。

(4)生活介護利用者の受入体制と作業内容の確立

- ①障がいの重たい利用者の作業活動の場として、より障がい特性に合った作業内容を提供すると共に自信を持って作業に携われるよう体制を整えていく。
- ②障がいの重たい利用者の障害状況に応じた介助やてんかんなどの対応等について学び、迅速な対応と支援を行えるよう生活介護班の職員との連携を密に取り合う。

(5)衛生管理体制の維持・向上

- ①HACCP システムによる衛生管理手法に基づき食品の安全でかつ危害を適切に防止できるよう取り組みを継続していく。
- ②利用者、職員共々衛生管理体制についての学習会を定期的で開催し、意識と技術を高めていく。
- ③体調管理に努め、感染症などの予防をしていく。

わくわく

1. 重点目標

- (1)発達障がい利用者に対する職員の専門性と技術の向上
- (2)疾病や加齢に伴う心身の変化を把握し健康に活動できる場の提供
- (3)障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実
- (4)作業活動・趣味活動・レクリエーションの充実
- (5)利用者の社会参加

2. 目標に対する実施計画

(1)発達障がい利用者に対する職員の専門性と技術の向上

- ①環境の構造化を図り、発達障がい者の活動しやすい場を提供する。

- ②見通しを持ち安定した生活を送るためにスケジュールの設定をしていく。
- ③余暇支援としての自立課題の設定を行う
- ④利用者の混乱を少なくするため基本的な支援と統一した支援ができるように取り組んでいく。

(2) 疾病や加齢に伴う心身の変化を把握し健康に活動できる場の提供

- ①利用者の加齢や疾病の状況を確認しながら、老いても楽しむことができたり、活躍できる活動を実施していく。
- ②利用者の体調や体力、受診等に合わせ、定期便の送迎時間に囚われることなく、送迎の時間を調整し、1日いっぱい日中活動を利用することの難しい利用者に対応をしていく。
- ③疲れた時に少し横になり休むことで体力や気力が回復できる利用者に対し、休憩をとってもらえるよう場所の準備と働きかけを実施していく。
- ④高齢利用者対象の「ゆったりくらぶ」の活動を実施し、作業や集団での活動から離れ、のんびりと無理せず楽しめるような内容を企画する。

(3) 障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実

- ①高齢利用者対象の活動「ゆったりくらぶ」、若年層利用者対象の活動「きらきらくらぶ」、中年層利用者対象の活動「ときめきくらぶ」の充実を図る。
- ②絵画や制作を楽しむ機会として「製作活動」を定期的実施し、9月に開催される北海道知的障がい福祉協会主催の「みんなあーと展」へ出展する。
- ③利用者の重度化や高齢化に伴い個別の活動の必要性が高くなってきていることから、利用者が希望する個別の活動を実施できるよう取り組んでいく。

(4) 作業活動・趣味活動・レクリエーションの充実

- ①従来の菓子箱の組み立て作業、館内清掃、農耕等の作業の他、新しく行える作業の開拓をしていく。
- ②障がいや重たい利用者や高齢利用者も、働くことの楽しみややりがいを感じられるよう、ひとのひとりの状況に合わせた作業ができるよう取り組んでいく。
- ③年1回、利用者個々の希望を叶える「リクエスト外出」を実施する。
- ④春から秋にかけて屋外に出かける計画をし、バスなどを利用しレクリエーションを実施していく。
- ⑤ボランティアの受入を積極的に行い専門的な技術や活動の提供をしていただく。

(5) 利用者の社会参加

- ①利用者が社会の一員として、地域での役割を果たしたり、活躍できるような機会を開拓していく。
- ②ふれあい広場や共同募金活動にも継続して参加していく。
- ④市民からの作業要請や依頼を受けて行く中で地域住民と交流し、そこから活動を広げていけるよう取り組んでいく。

てくてく1班

1. 重点目標

- (1) 「働く」活動の充実
- (2) 社会参加の拡大
- (3) 自己決定、自己表現、コミュニケーションの共有と拡大

- (4)小グループや個別活動の充実
- (5)健康、身体機能の維持、管理

2. 目標に対する実施計画

(1)「働く」活動の充実

- ①コスモス班での実習を重ね、週1回就労継続支援事業（B型）の利用者として働く事ができるよう取り組みを進めていく。
 - ・コスモス班での実習の継続。
 - ・てくてく班、コスモス班の職員の連携強化。
 - ・家族、生活支援機関、相談支援機関への状況報告と協議。
- ②畑の作業を通して作業の習得、収穫の楽しみ、販売の喜びを経験する。
 - ・種や苗植えから収穫、販売までの一連の作業をすべて職員と一緒に経験する。
 - ・畑での作業ができない日は、室内で野菜の袋詰めや収穫の練習を模擬的に練習する。
 - ・収穫した野菜を販売するため、ふみだす内、コスモス店舗から市内に拡大し、注文を受け配達するシステムを作っていく。
 - ・野菜が売れて収入があることを利用者が理解し喜びに繋がられるように取り組む。
 - ・冬～春の活動として花の苗作りを試行する。
- ③個々の利用者が得意なことを活かし、働くことで役割を持ち継続して活動できる基盤を作る。

(2)社会参加の拡大

- ①ふれあい広場での出店を通し、自分たちの活動を発信すると共に市民との交流を図る。
- ②赤い羽根共同募金活動の参加。
 - ・10月～12月の3ヶ月間で実施している募金活動に参加する。
- ③てくてく車いすマップの作成。
 - ・27年度から1部スタートしたマップ製作について、28年度は更に活動を進め利用者が自分の体験で紹介できるマップとして完成させる。
- ④その他、地域の市民との交流や一緒に取り組める事を試行していく。
 - ・現在社会参加できる活動が少ないためどんなことができるのかを探り試行していく。

(3)自己決定、自己表現、コミュニケーションの共有と拡大

- ①関わりの中で利用者が発信した声やジェスチャーなどの意味を追求し、グループホーム職員や家族と共有する。
- ②ことばだけのコミュニケーションに頼らず、カードや写真、記号などの活用も積極的に取り入れていく。
- ③様々な事にチャレンジしたり参加し経験を広げ、利用者の選択肢を増やすことで自分で選んだり、決めたりできる機会を作っていく。

(4)小グループや個別活動の充実

- ①小グループや個別活動を充実していくことで、個別支援計画に沿った支援を実施し、利用者の希望や思いを実現していく。
- ②全体で実施しにくかった作業活動や外出については、小グループ単位で行動することで実施しやすくなるので班ごとに計画を立て実施回数を増やしていく。

(5)健康、身体機能の維持、管理

- ①看護師による日々のバイタル、健康チェックの実施。
- ②医的行為の必要な利用者に対する安心できる処置の実施。

- ③月6回のPT訓練の実施。
- ④職員による日々のストレッチやリラクゼーションの実施。

てくてく2班

1. 重点目標

- (1)年齢を配慮した日課の充実
- (2)「明日も来たい、今日も行きたい」と思える場所の創出
- (3)看護師を中心とした健康管理と身体機能の低下予防
- (4)入浴の提供
- (5)利用者の生活支援機関、家族との情報交換、連携の強化

2. 目標に対する実施計画

(1)年齢を配慮した日課の充実

- ①利用者の加齢の度合い、ニーズごとに活動内容の分化を図り、年齢を重ねても、身体能力が低下していてもふみだすに通いたいという希望に応じて行けるよう内容の充実を図っていく。
 - ・いきいきサロン（小グループ）。
 - ・お好み活動（好きな催し毎の小グループ活動）。
 - ・個別での活動。
- ②利用者の体調や体力、受診等に合わせ、定期便の送迎時間に囚われることなく、送迎の時間を調整し、1日いっぱい日中活動を利用することの難しい利用者に対応をしていく。
- ③疲れた時に少し横になり休むことで体力や気力が回復できる利用者に対し、休憩をとってもらえるよう場所の準備と働きかけを実施していく。

(2)「明日も来たい、今日も行きたい」と思える場所の創出

- ①日中活動の中でひとりひとりが役割を持ち、仲間の為に役にたつことの喜びを体験し喜びや生きがいに繋がるよう取り組んでいく。
 - ・日中活動での係の仕事。
 - ・調理、おやつ作り等の得意分野での腕前披露。
 - ・ひとりひとり専用の家庭菜園担当（野菜の栽培、調理等）。
- ②今までの人生で本当はやりたかったこと、行ってみたかったことなどを利用者から聞き取り、日中活動でできる事を実施する（人生の一部の取り戻し、やり直し）。
 - ・リクエスト外出。
 - ・バスレクリエーション。
 - ・家庭菜園。
 - ・船釣り。
 - ・その他個別活動など。
- ③他班の利用者やボランティア、職員との交流を増やし、異年代との会話や関わりを通して、刺激を受け元気な気持ちで過ごせるよ企画をしていく。
 - ・ゆったりカフェの実施。
 - ・ボランティアの受入、交流。
 - ・合同行事など。

(3) 看護師を中心とした健康管理と身体機能の維持と低下予防

- ① 毎日の健康チェック。
 - ・ 検温、血圧などの測定。
 - ・ 個人の医療用具のチェック（酸素等）。
 - ・ 認知症の早期発見。
- ② 生活（住まい・暮らし）支援者との連携。
 - ・ GH 配置の看護師や家族と連携をとり疾病管理を実施する。
 - ・ 日中活動中に疾病を発見場合には通院を勧める。
- ③ 身体機能の維持、低下予防。
 - ・ 毎日の軽体操の実施。
 - ・ 個別のニーズに応じた体操、ウォーキング、プールなど。

(4) 入浴の提供

- ① 老化や疾病のためグループホームや自宅で入浴が難しくなった利用者への入浴提供。
- ② 衛生管理の入浴だけでなくリラクゼーションとしての入浴。
- ③ 皮膚疾患や黄疸など病気の発見や経過観察としての役割。
- ④ 職員とのコミュニケーションの場として。

(5) 利用者の生活支援機関、家族との情報交換、連携の強化

- ① 日々の出来事などの情報交換。
 - ・ 連絡ノートを活用。
 - ・ 電話での連絡。
 - ・ ケース会議を開催。

日中一時支援事業

平成 24 年 8 月より日中一時支援事業をスタートさせた日中一時支援事業だが、事業開始の経緯としては、市在住の重症心身障がい児（気管切開、胃瘻増設）が、居宅介護事業のサービスを受け自宅で入浴を行っていたが、本児の体の成長に伴い自宅での入浴が困難になり、市より依頼があり、ふみだすで実施する運びとなった。

しかし、このケースについては、風邪などで室外に出られなかったことも多く、平成 27 年度は 1 回の利用のみとなった。今後もニーズに応じた受け入れを行っていく。

第2 ふみだす(多機能型)

1. はじめに

平成22年4月に開所した第2 ふみだすは7年目を迎えるが、これまで働くことを中心に行ってきた事業運営を、利用者の実態から作業を中心とした活動を行いながらも、支援内容について変容させなければならない状況となっている。具体的には、高齢者と発達障がい者の増加、幅広く作業に従事できる利用者が減少していること等があげられる。

そこで就労系事業所として、移行事業については、これまで同様に就職を目指し自己実現を図ることができる支援を展開していきたい。

さらにB型事業については、工賃のさらなる向上、個々の利用者にとっての働くことを通して、個々の役割と生き甲斐づくり、誇りを得られることについて考慮した支援がさらに求められるため、具体的に取り組んでいきたい。

2. 重点課題

(1) 就労移行支援事業における就職率50%以上の維持と的確なアセスメントの実施

昨年度は利用者3名が就職に至り、就職率が定員の50%という目標を達成することができた。この内、週に40時間の常勤雇用が2名、20～29時間未満の非常勤雇用が1名であった。

今年度は、新規利用者が1名入り、5名体制でのスタートとなる。これまで同様に着実に就職ができるよう支援を行うとともに、離職に余儀なく至る方もいるため、職場訪問等を含めたアフターフォローについても充実させていきたい。

一方、昨年度より特別支援教育等の卒業見込者のB型事業の進路選択に必要とされる就労アセスメントを実施しており、このことは障害のある方の将来に大きな影響を与えてしまうことにもつながるため、適正な評価ができるよう支援者の資質向上にも努めていく。

この他、既存の就職者の多くは、障がい者の雇用に実績のある事業が多いため、障がい者の雇用実績のない企業への働きかけと雇用の実績へと結びつけていきたい。

(2) B型事業における重度・高齢障がい者への支援の確立

昨年度は、発達障がい者と重度知的障がい者、高齢障がい者の増加に伴い、作業内容及び休憩時間、余暇的活動の取組み等の支援のあり方について、新たな支援体制を模索し、試行的な取組みを実施したものの、利用者にとって充実した活動ができる内容までには至っていない。

そこで今年度も引き続き、利用者の希望や意見も確認しながら取組み、具体的な形にしていきたい。また、基本的な作業とは異なる取組みのため、作業班全体の取組みとして行い、利用者についても各班からの混合による形として、職員体制や時間、場所等について柔軟に対応することができるようにし、定着を図っていく。

(3) 支援者の資質向上

現在、発達障がい者、進行性の疾病のある利用者、高齢の利用者等、様々な特性のある利用者が増加している中、作業時の組み立て、利用者の体調に即した作業内容の提供、障がいの特性と性格を踏まえた個別的な関わりがより必要となってきている。そのため、基礎的な知識と共に技術も必要であり、支援者自身が経験のみに頼っているのは、向

上にはつながらない。

そこで、内外の研修はもとより、事業所内においても聴講するだけの研修ではなく、職員自身が考え、述べ、実践に至る研修を充実させていく。

さらに、支援者には支援者である前に一人の人間としての人格が問われるため、適正な価値基準と判断ができる資質を得るためへの自己研鑽のできる機会を作っていく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成28年4月1日現在のものである)

利用者数・年齢

(単位：人)

年齢	20未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70以上	合計	平均
男	4	10	3	10	9	6	0	1	43	41.5歳
女	1	2	0	4	3	4	0	0	14	54.0歳
合計	5	12	3	14	12	10	0	1	57	43.2歳
%	8.8	21.1	5.3	24.6	21.1	17.5	0.0	1.8	100	

利用者障害程度(療育手帳)

(単位：人)

程度	重度	中度	軽度	未判定	合計
男	17	13	12	1	43
女	11	2	1	0	14
合計	28	15	13	1	57
%	49.1	26.3	22.8	1.8	100

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達市	室蘭市	洞爺湖町	豊浦町	登別市	苫小牧市	その他	合計
人数	32	8	1	2	1	1	12	57
%	56.1	14.0	1.8	3.5	1.8	1.8	21.1	100

班毎の在籍者の年齢

(単位：人)

事業名	班名	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	合計
就労移行 就労継続B 型	おおぞら	1	1	1	2				5
	そら	1	3	1	5	5	1		16
	くりんくりん	2	5	1	5	4	6	1	24
	こむぎ	1	3		2	3	3		12
合計		5	12	3	14	12	10	1	57

おおぞら

1. 重点目標

- (1) 就職に向けた施設外支援・就労(企業内実習)の実施
- (2) 自分で考え行動ができる人材の育成
- (3) 企業見学やグループ学習会の実施
- (4) 就職後の定期的な企業訪問の実施

2. 目標に対する実施計画

- (1) 生活支援機関と連携し就労面と生活面を考慮したアセスメントを行い、就労意欲の向上を図る。
- (2) 利用者の課題達成に向け、支援者間の情報共有と常時相談できる支援体制を行う。
- (3) 施設外支援及び施設外就労を通して作業姿勢や作業環境へ順応できるよう助言を行い、社会経験を増やすことのできる機会を提供する。
- (4) 働くことと余暇の両立と仲間づくり、他者とのコミュニケーション力の向上等を考え、レクリエーションの実施。
- (5) 利用定員数の半数の就職及び、定期的な職場訪問と定着支援の実施。
- (6) 就職達成者が長く安定して働き続けられるよう、就職先企業への定期的な職場訪問の実施。
- (7) 職員の支援力向上のため、研修及び事例検討会等へ参加する。

そら

1. 重点目標

- (1) 利用者の特性に配慮した個別支援計画を作成し、支援を行っていく
- (2) 挨拶や自己管理等、社会人として相応しい対応ができるよう支援する
- (3) 危機管理を徹底し、安全な作業環境を提供する
- (4) 余剰時間の解消のために、余暇活動を計画して提供する
- (5) 仕事以外での楽しめる活動が図られるようレクリエーションを企画する

2. 目標に対する実施計画

- (1) 請負作業として企業に出向いて作業をする中で、社会人として相応しい挨拶や自己管理の仕方について、職員が見本となり支援を行っていく。
- (2) 安全な作業環境を提供するために、危険となる要素を事前に把握し、移動、作業から清掃に至るまでの一連の活動の中で、担当職員が責任を持って利用者の把握、安全確認を徹底する。また、負傷や事故が発生した際には、職員間で情報共有し対応を図った後に、速やかに第2ふみだすと各支援機関、保護者に連絡をとり、状況報告を徹底する。
- (3) 自閉症の利用者に対して、口頭以外での視覚的な作業提示など、利用者の特性を配慮した支援を行っていく。
- (4) 利用者それぞれの個性や興味を配慮して余暇活動を計画し、余剰時間の解消を図るとともに、利用者に充実感を与えられる環境を整備する。また、利用者と職員が話し合い、利用者が希望するレクリエーションを企画し、実施する。

くりんくりん

1. 重点目標

- (1) 個々の特性に基づいた個別支援計画の実施
- (2) 高齢・発達障がい者への細やかな支援の実施
- (3) 利用者主体の作業展開
- (4) 達成感や充実を感じられ、楽しめる環境づくり
- (5) 目標工賃の達成

2. 目標に対する実施計画

- (1) 個別支援計画に沿った課題の達成が図れるよう支援する。
- (2) 目標工賃に向け、利用者と職員が定期的に収支等の現状を共有する。
- (3) 作業における請負元からの信頼と信用を落とさぬよう作業を遂行するとともに、変化のある作業に順応した作業の組み立てが図られ、利用者に提示ができるよう、支援者間の連携を密にする。
- (4) 利用者の老いや発達障がい者の増加に伴い、利用者に即した適正な支援が遂行できるよう支援者間にて随時検討・協議し、実践する。

こ む ぎ

1. 重点目標

- (1) 利用者一人一人の障害特性や高齢による体力の衰えを理解し、合理的配慮を行いながら作業の幅を拓げていく
- (2) 工賃向上に向け一人一人が努力する
- (3) ハサップ(HACCP)方式の定着に向け、各人が取り進めて行く
- (4) ミスの無い円滑な作業ができるよう、事前準備を行い、互いに報告・確認を怠らないようにする
- (5) 自主製品を開発し、販売に結びつける

2. 目標に対する実施計画

- (1) 職員・利用者共に、作業面、行動面において「自分に責任感」を持って取り組むことができるように、声掛けや話し合いを行っていく。
- (2) 利用者個々の言葉から、本人の想いを汲み取り、安心のできる環境となる支援を行う。
- (3) 利用者の情報収集、報告で終わらずに、具体的な改善に結びつく支援を展開する。
- (4) HACCP を基にした、環境の改善と衛生的環境、安全な商品製造が維持するよう、書式の整備と作業を利用者と支援者が共に実践する。
- (6) コーンスープの冷凍販売ができるように繋げていく。
- (7) 年間のイベント販売計画を立て、実施していく。

給食提供サービス(ふみだす・第2ふみだす)

1. はじめに

平成28年度も食材や調味料等の値上がりが見込まれる中、安心安全な食材を吟味し、創意工夫し、利用者に「美味しかったよ」と楽しみにしてもらえるような給食の提供を継続していきたい。

2. 重点課題

(1) サービス

- ① 利用者の重度・高齢化や体調・咀嚼能力に応じた食事の提供
- ② 利用者の嗜好、残食調査の実施

(2) 衛生管理

- ① 新鮮で安全な食材確認の為、検収・消毒
- ② 厨房衛生区域内の衛生管理・消毒並びに職員の健康管理
- ③ 0-157・ノロウイルス等の食中毒に対する徹底予防

(3) 非常災害時対策

(4) 給食会議の開催

(5) 給食関係職員の研修

3. 課題への取り組み

(1) サービス

- ① 重度・高齢な利用者の体調、咀嚼能力に合わせた食事提供をするため、毎日の検食結果を支援職員と評価し合い、利用者にとってよりよい食事形態を整えていきたい。
- ② 喫食率の向上を図る為、利用者の嗜好について年2回嗜好調査を行い、食品や料理等の残食状況との関連について検討の上、その結果を献立に反映させていく。

(2) 衛生管理

- ① 検収時、品質・鮮度・品温・異物混入などを十分に確認し原材料の採取と-20℃にて2週間保存。野菜類は流水で洗浄、酢酸酢2%溶液に浸し、消毒を実施する。食器は毎日洗浄後、食器消毒保管庫にて消毒する。まな板・包丁等は赤外線消毒庫にて消毒する。厨房内物品においては、「ライダンハイM」にて消毒を行う。
- ② 厨房に出入りする者は専用白衣を着用し、体調・頭髪管理、手指洗浄、消毒をする。履物は汚染区域及び非汚染区域に専用の物を使用する。また、毎月赤痢菌・サルモネラ菌・0-157の検便検査を実施する。
- ③ 食中毒「ノロウイルス」への対応は、次亜塩素酸ナトリウム濃度200ppm以上のもので消毒を行う。食品は中心まで十分な加熱(85℃以上で1分間)し、食材の温度管理にも注意する。

(3) 非常災害時対策

災害時における献立等を検討し、シミュレーションを実施する。

(4) 給食会議の開催

給食業務の管理運営及び給食内容の検討を行う為、両所長及び関係職員による給食会議を毎月1回開催する。

(5) 給食関係職員の研修

給食関係職員の技能の向上を図る為、研修会、講習会に積極的に参加する。

サポートじゃんぷ(共同生活援助)

1. はじめに

サポートじゃんぷ(共同生活援助事業)では、現在 9 住居 51 名(定員 51 名)の生活支援を行っている。

課題としては利用者の高齢化及び重度化に伴う生活支援の再構築、年齢、障がい状況に応じた余暇の充実、職員のスキルアップ等があげられる。特に、利用者の生活の質に直結する支援体制の構築については喫緊の課題であり、一人ひとりのニーズ、状態像を検討し、積み上げていきたい。

2. 重点課題

(1) 重度化・高齢化する利用者一人ひとりのニーズに応じた職員配置の検討

現在、日中活動等に毎日通っている高齢の利用者が、近い将来毎日通えなくなりホームで日々過ごすようになったときの支援体制のあり方、ホームヘルプサービスを利用しない重度の利用者に必要な支援を行うための体制の確保、専門的な支援が必要となる行動障がいがある利用者に対する支援体制などの課題の整理に向け、現状を精査し、必要な支援体制を再構築していく。

(2) 年齢、障がい状況に応じた余暇の充実

一生懸命働き、休みの日には時々大きなイベントに参加するという楽しみ(非日常)があり、また明日からがんばろうと思えるように、今年度も行事を計画していく予定である。

利用者の障がいの状態、心身の状態の差が大きくなってきている現状を鑑み、それぞれの体力等状況に応じた計画を行ない、一人ひとりが楽しみ、思い出に残る支援を行っていく。

(3) 職員のスキルアップに向けた OJT の実施

利用者に関わっていく職員のスキルアップを図っていく。暮らしの支援をしていく上で、必要となる価値基準を身につけるとともに、当法人、当事業所の方針、方向性をしっかりと理解し、高齢期における支援、年々利用者が増えている発達障がいに対する支援の獲得等、OJT の仕組みを活用し、実施していく。

(4) サテライト方式利用者への支援の実施

サテライト方式を利用して単身生活を始める利用者の暮らしが定着できるよう支援を行っていく。

生活を始めるまでの助走期間、生活を始めたばかりの導入期、少し慣れ始めた安定期など、状況に合わせた支援の枠組みを検討し実施していく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成 28 年 4 月 1 日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	20～29	30～39	40～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計
男性	8	6	6	3	3	4	1	31
女性	9	1	2	1	3	3	1	20
人数	17	7	8	4	6	7	2	51
%	33.3	13.7	15.8	7.8	11.8	13.7	3.9	100

利用者障がい程度(療育手帳及び身体障害者手帳)

(単位：人)

程度	療育手帳		身体障害者手帳						合計
	A	B	1	2	3	4	5	6	
男	14	17	3	3	0	0	0	0	31
女	17	3	2	1	1	1	0	1	20
合計	31	20	5	4	1	1	0	1	51
%	60.8	39.2	9.8	7.8	2.0	2.0	0	2.0	100

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	苫小牧市	豊浦町	洞爺湖町	他胆振管内	その他	合計
人数	29	3	3	1	2	3	2	8	51
%	56.9	5.9	5.9	1.9	3.9	5.9	3.9	15.7	100

ホームごとの支援区分

(単位：人)

区分	1	2	3	4	5	6	平均区分 (全体平均 4.4)
水野	0	2	1	1	0	0	2.8
きずな	0	1	2	1	1	0	3.4
すずらん	0	0	1	1	3	0	4.4
くるみ	0	1	1	3	0	0	3.4
野ぶどう	0	0	0	0	0	9	6.0
野いちご	0	0	1	2	1	1	4.4
かりんず	0	0	2	0	2	1	4.4
みんと	0	1	1	2	0	1	3.8
麦わらぼうし	0	0	2	1	2	3	4.8
合計	0	5	11	11	9	15	51
%	0	9.8	21.6	21.6	17.6	29.4	100

就労と日中活動の状況

(単位：人)

項目	企業就労			障がい福祉サービス(日中活動)				合計
	正雇用	準雇用	小計	就労移行	就継B	生活介護	小計	
人数	17	1	18	0	13	20	33	51

4. 重点目標

- (1) 利用者のニーズに応じた支援体制の再構築
- (2) 利用者一人ひとりの状況に応じた余暇活動の計画と実施
- (3) グループホームにおける生活の質の向上を目指す
- (4) サテライト方式利用者の暮らしの定着を目指す

5. 目標に対する実施計画

(1) 利用者のニーズに応じた支援体制の再構築

改めて、ホームごとに利用者一人ひとりのニーズを把握し確認する。個別と同時にそのホーム全体で必要な支援を組み立て、支援体制の再構築を行い、スポット的なボランティアの活用やヘルパーの導入について検討し、実施していく。また、不足している世話人の人員確保に努める。

さらに、専門的な支援が必要となる行動障がいがある利用者への支援について理解を深めるとともに、日々の実践をチームで検討し、個別に作成した支援の手順書をもとにチームで支援する体制をつくる。さらに、グループホームにとどまらず日中活動事業所とも連携し、彼らに対する一日の支援につながりがあるような支援体制をつくっていく。

(2) 利用者一人ひとりの状況に応じた余暇活動の計画と実施

(1) とも連動するが、障がいの程度、年齢、個々の体力や健康状況を見極めながら、ホーム単位、ホームを超えてのグループを作った活動など、無理なく楽しい思い出が作れるような行事、ホームでの余暇を検討し、実現していく。また、特に麦わらぼうしの利用者について、日中をホームで過ごす時間が増えていくことが予測されていることから、日中の余暇、過ごし方について本人の希望や得意なこと、やりたいことを尊重しながら実施していけるよう準備を行っていく。

(3) グループホームにおける生活の質の向上を目指す

グループホームの利用者から、ホームでの生活に関する満足度について聞き取りを行い、ホームとして改善すべきことがあれば改善を行っていく。聞き取りにはあえて日頃接点の少ない職員が、権利擁護の視点をもって聞き取りを行うこととする。

(4) サテライト方式利用者の暮らしの定着を目指す

サテライト方式を利用してひとり暮らしをしていく利用者に対し、それぞれの特性・個性を踏まえ、どの時期にどういう支援が必要になるのかを予測することを忘れずに見守り、担当者を中心に、ひとり暮らしが継続できるよう支援を行っていく。

サポートハンズころころ（居宅・重度訪問介護・行動援護）

1. はじめに

障がいのある方が地域で普通に暮らしていくためには在宅で必要な支援を受けられることが前提となる。利用者の障がいの実態に応じた支援を行う観点から利用者像やサービスの提供形態に応じ、居宅介護、重度訪問介護、行動援護を実施しているが、平成28年度においても、引き続き種別毎に適切な支援の提供をしていきたい。

2. 重点課題

(1) サービスを利用される方の身体状況をよく知り、安全に安楽なサービスを提供する

身体に障がいのある方に対しての介助は、転倒などの事故に繋がりがやすかったり、身体に接触する機会がほとんどなので不快感や羞恥心を与えないよう細心の注意を払う。

(2) 利用されている方々の年齢に即したサービスの提供を行うようにする

障がいの程度に関わらず、その年齢に相応しい触れあいを大切に心掛けていく。特に児童については保護者とのコミュニケーションを図り、個々の発達段階をよく理解し療育的な触れあいを大切にしていく。

(3) 利用者宅に訪問し介助させて頂くことになるので信頼関係の構築する

買い物等の介助は現金の取り扱いなどが発生する為、レシートや釣り銭などの取り扱いを慎重に行い、生活習慣病を患っている方の食事提供などは、栄養士や保健師などの社会資源を活用し安全な食事の提供に心がけていく。

(4) 障がいの特性を十分理解し適切なサービスの提供をおこなう

身体・知的・発達等障がいによって利用するサービスの種別が異なるが、適切なサービスの提供をする。

(5) 良質なマンパワーの育成のための研修を強化する

介護技術や知識は勿論のこと、強度行動障がいの方々に対する的確な対応が出来る為の研修に積極的に参加していく。

3. 利用者の状況(平成28年4月1日現在)

(1) 性別

(単位：人)

	男	女	計
在宅(家族同居)	4	8	12
グループホーム	7	8	15
計	11	16	27

(2) 年齢

(単位：人)

年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	計
在宅(家族同居)	0	2	2	2	3	1	2	12
グループホーム	0	0	9	3	1	1	1	15
計	0	2	11	5	4	2	3	27

(3) サービスの種別

(単位：人)

	居 宅			行動援護	重度訪問	合計
	身体	生活援助	通院等介助(身体)			
在宅	4(含児童)	7	0	1	1	13
グループ ホーム	5	0	1	3	10	19
計	9	7	1	4	11	32

※サービスの種別については重複して利用している。

4. 重点目標

- (1) サービス種別毎のニーズを受け止め、的確なサービスを提供する
- (2) 重い障がいのある方の身体介護における人身事故や、生活援助時の物損などは無事故を目指す
- (3) 増加傾向にある新規利用者のニーズを受け止めるため良質なマンパワーの確保と人材育成を進める
- (4) 介護スタッフ間の情報交換の徹底
- (5) 良質なマンパワーの確保と人材育成

5. 目標に対する実施計画

- (1) サービス種別毎のニーズを受け止め、的確なサービスを提供する
居宅介護・重度訪問介護・行動援護の三種類のサービス形態を理解し、それぞれのニーズを受け止める的確にサービスを提供する。
- (2) 重い障がいのある方の身体介護における人身事故や、生活援助時の物損などは無事故を目指す
身体介護は特に介助方法によっては、介助される側、介助させて頂く側双方に腰痛や骨折などの危険が伴うサービスであることを意識し安全に安楽に行えるような介助を徹底する。
- (3) 増加傾向にある新規利用者のニーズを受け止めるため良質なマンパワーの確保と人材育成を進める
ヘルパー不足は深刻な問題になっていて、新規のサービス利用希望者を受けていけないことが数年続いているので、新聞広告や、織り込みチラシ、ハローワーク等を積極的に活用し、ヘルパーを確保し、良質な人材の育成をおこなう。
- (4) 介護スタッフ間の情報交換の徹底
サービス開始時、終了時の連絡や報告を徹底する。その為にメールによる送受信を取り入れ、担当スタッフ間での情報を共有化し良質なサービスを提供につなげていく。
- (5) 良質なマンパワーの確保と人材育成
 - ・強度行動障害支援者養成研修基礎研修・フォローアップ研修の受講。
 - ・虐待防止・障害者差別解消法等、権利擁護セミナーに関する研修に参加。
 - ・新人採用者に対しての介護職としての知識・技術等を習得していただけるための同行訪問による研修。
 - ・先進施設への視察研修。

どんぐりころころ(指定特定相談支援)

1. はじめに

平成24年度～平成26年度までの3年間は、障害福祉サービスを利用している方々に、サービス等利用計画を作成するための経過措置期間であったが、平成27年3月までに、障害福祉サービスを利用する全ての人に対して、サービス等利用計画を作成しなければならないことになっていて、進捗率を高めるための対応に追われ、サービス等利用計画を作成することそのものが目的になっていた部分もあったと思われる。サービス等利用計画の本来の目的は、支援サービスを必要とする方に対して適切な支援が利用出来るよう計画を立案することが目的である。今後は、サービス等利用計画の作成過程においてどのような配慮や環境作りの支援がおこなえるかを重要な視点とし、障がいのある人がその人らしい暮らしを実現するために、下記の通りの重点課題を念頭に、個々に適切な支援が受けられるようサービス等利用計画を作成していく。

2. 重点課題

- (1)利用者の方々の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立っておこなう。
- (2)利用者本人の思いや希望を明確化し、本人やその家族と共有し、現実に向けてマネジメントしていく。
- (3)利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るように配慮する。
- (4)利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援などのサービスが、提供されるよう配慮する。
- (5)利用者をエンパワメントし権利擁護に基づいた計画の作成に心がけていく。

公益事業

在宅高齢者・障がい者入浴支援事業

「だて湯ったり館」にて、在宅障がい者と高齢者を対象として日々の暮らしに必要な入浴を低額で提供する「在宅高齢者・障がい者入浴支援事業」をスタートさせて丸5年が経過した。最近ではグループホームにお住まいの障がい者の高齢化に伴いグループホームでの入浴困難者が増えてきており、入浴回数を増やしたいなどの相談件数が少しずつ増加している。また、地域の高齢者や障害者の利用件数は増加しておらず、その原因の1つとして、定期的にご利用されていた方が、病気等で死去されるケースも増えてきている。5年経過した平成28年度は今一度地域の高齢者や障がい者へ「だて湯ったり館」を知っていただき、入浴で困っている方々にPRする事にも力を入れていきたいと考えている。また、今まで高齢者に人気のあった木風呂については、浴槽の劣化や、深さの問題で利用しにくいという問題点が上がっていたが、27年度の3月に木風呂風の機械浴に入替を行い、木風呂の雰囲気を見失わずに、浴槽の出入りが困難であった方々もご利用できる、介護と自力入浴どちらのニーズにも対応できるタイプの浴槽を導入した。このことも含め平成28年度についても、安心して入浴できる浴室内の整備と、ゆったり、気持ちよく入浴していただき、繰り返し利用していただくことのできる雰囲気作りに務めていく。

福祉有償運送サービス

平成18年4月から、重度重複障がいのある方の通院等、高まる運送ニーズに対応するために北海道運輸局室蘭運輸支局から「自家用自動車有償運送」許可を頂き実施してきた。

安心して安楽に通院や帰省が出来ると喜ばれているが、車輛や運転手が確保できないこともあり、希望に沿えないこともあった。

営利が目的でないため、現在の枠を拡げず登録している野ぶどうの利用者を中心に、安全にサービスの提供を行っていく。

委員会

研修委員会

1. 目的

- (1) 質の高い良質なサービスを安定的に提供するため専門性のある人材を育成する。
- (2) 知識や情報を収集する機会とし、職員の資質の向上を図る。
- (3) 職員ひとひとりの自己実現に向けて研究したり実践するきっかけとする。

2. 平成 28 年度の事業

- (1) 外部団体、各種研修会への参加、視察、派遣研修
- (2) 内部研修の実施
- (3) 新人研修の実施
- (4) 職員研究発表会、法人職員勉強会の実施

3. 事業の実施計画

(1) 外部団体各種研修会への参加、視察、派遣研修

- ① 事業を実施する上で必要な内容の外部団体、各種研修会への参加や同事業を実施する他法人の取り組みや実践などを視察し、支援の振り返りやヒントを得る。
- ② 先駆的な取り組みを実践している事業所に法人職員を派遣し実際体験する事で、技術や知識を得て法人の支援現場で活用していく。

(2) 内部研修

- ① 法人職員が必要な知識を得る為、内、外部講師による研修を開催する。
- ② 外部の研修に参加した職員による、法人、各事業所への伝達研修を実施する。
- ③ 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の職員研修を年 1 回以上実施する。

(3) 新人研修

- ① 毎年前期と後期の 2 回新規採用職員に対し実施する。(途中入社は随時実施)
- ② O J T の手法を用いて実施をする。

(4) 法人職員勉強会

- ① 年度の初めに各職員、各部署で課題やテーマを決め研究を行いレポートにまとめる。
- ② 2 ヶ月に 1 度勉強会を実施し発表する。(1 回の発表レポートは 2~3 本)

(5) 職員研究発表

- ① 平成 28 年 2 月中の日曜日に実施。
- ② 年度初めに決めた各職員、部署のテーマを見て、事業管理者、係が選択する。

防火・防災委員会

1. 目 的

消防法第 8 条第 1 号に基づき、法人の事業を利用する利用者、職員の火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的に業務を遂行する。

2. 平成 28 年度の事業

- (1) 消防・自然災害計画
- (2) 避難訓練計画の作成と実施
- (3) 消防設備の点検

3. 事業の実施計画

(1) 消防・自然災害計画

- ① 各事業所の防火管理者は年度当初に消防・自然災害計画を作成し消防署に届出を行う。
(変更が合った場合はその都度提出)
- ② 各事業所の防火管理者は、消防計画に沿って火災・自然災害等の避難訓練の計画を賛成し実施する。

(2) 避難訓練計画の作成と実施

- ① ふみだす・第 2 ふみだす (日中活動支援事業)
 - ・ 火災総合訓練～1 回以上
 - ・ 火災避難訓練～1 回以上
 - ・ 地震・津波避難訓練～1 回以上
 - ・ ライフライン断絶時の訓練～1 回以上
- ② サポートじゃんぷ (共同生活援助事業)
 - ・ 火災避難訓練～各グループホーム毎に～2 回以上実施 (野ぶどうについては毎月)
 - ・ 非常災害時の訓練～各グループホーム毎に～1 回以上実施

(3) 消防設備の点検

- ① 消火器～年 2 回 (外部業者委託)
- ② 自動火災報知設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ③ 誘導灯設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ④ 火災通報設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ⑤ スプリンクラー設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ⑥ 消防設備自主点検～2 ヶ月に 1 回

苦情解決委員会

1. 目 的

社会福祉法第 82 条の規定により、法人の事業を利用する利用者に提供する福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対し、苦情の適切な解決に努めることを目的とする。

2. 平成 28 年度の事業

- (1) 苦情相談日の設置と実施
- (2) 苦情相談受付箱の設置

3. 事業の実施計画

(1) 苦情相談日の設置と実施

- ① 苦情相談日は偶数次の第 1 月曜日に実施する。（4 月については第 2 月曜日）
- ② 開催日程

	月日	第三者委員	担当部署	場 所
1	4月11日(月)		ふみだす	ふみだす相談室
2	6月 6日(月)		第2ふみだす	第2ふみだす相談室
3	8月 8日(月)		G H	G Hを回る
4	10月 3日(月)		G H	G Hを回る
5	12月 5日(月)		第2ふみだす	第2ふみだす相談室
6	2月 6日(月)		ふみだす	ふみだす相談室

- ・ 担当日については担当部署の職員が対応する。

(2) 苦情相談受付箱の設置

- ① ふみだす、第 2 ふみだす、グループホームはそれぞれ苦情受け付け箱を設置する。
- ② 定期的に苦情受け付け箱の中を確認し、苦情があった場合は苦情相談取扱要綱に沿って解決に向けて対応する。

虐待防止対応委員会

1. 目的

社会福祉法人伊達コスモス 21 定款第 1 条に基づき法人が実施する事業の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、利用者の人権擁護、及び法人事業において健全な支援を提供し、社会的信頼の向上を図ることを目的とする。

2. 平成 28 年度の事業

- (1) 虐待防止対応委員会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 虐待防止チェックリストの実施
- (4) 障害者差別解消法の周知と合理的配慮の推進

3. 事業の実施計画

(1) 虐待防止対応委員会の開催

- ①最低年 2 回実施（必要に応じ随時開催する）

(2) 研修会の開催

- ①外部研修への参加。
 - ・ 障害者虐待防止法について。
 - ・ 障害者差別解消法について。
 - ・ 強度行動障害について。
- ②虐待防止対応規程の周知研修。
 - ・ 各事業所毎に最低年 1 回実施。
- ③職員を対象とした内部研修(伝達研修を含む)。
 - ・ 北海道の権利擁護研修会に参加した職員は全事業所職員対象に伝達研修会を開催し周知を行う。
 - ・ 外部講師を招聘し、虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法の研修会を実施する。
 - ・ その他必要な研修会の実施。
- ④利用者を対象とした研修。
 - ・ 虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法の研修会を年 1 回以上実施。

(3) 虐待防止チェックリストの実施

- ①前期と後期の年 2 回実施する。

(4) 障害者差別解消法の周知と合理的配慮の推進

- ①平成 28 年 4 月 1 日から施行される障害者差別解消法について職員個々が理解し支援に当たれるよう研修会、職員会議、朝夕の打合せ等を通し学習する。
- ②合理的配慮の視点を持ち、利用者の希望に添える努力をしていく。

保健・衛生委員会

1. 目的

利用者、職員が健康に活動できるよう健康管理、医的ケア、処置等、看護師を中心とし、嘱託医・医療機関・家族の指示に従いながらすすめていく。

2. 平成 28 年度の事業

- (1)感染症予防の対策・対応に努める
- (2)利用者・職員の健康診断、健康相談の実施
- (3)食品衛生区域で作業する利用者、職員の腸内細菌検査の実施

3. 事業の実施計画

(1)感染症予防の対策・対応に努める

- ①インフルエンザ予防接種の実施(10月～11月中)。
- ②除菌マットの使用。
- ③玄関の消毒液、マスクの設置をし感染症の予防をする。
- ④ドアノブ、取っ手の消毒(朝・夕)。
- ⑤感染症(インフルエンザ・ノロウイルス等)のマニュアルの見直し。
- ⑥ノロウイルス対応グッズの購入と補充。
- ⑦うがい、手洗いの啓発・励行。

(2)利用者・職員の健康診断、健康相談の実施

- ①利用者の健康診断の実施(年1回)。
- ②利用者の健康相談の実施(年1回)。
- ③職員の健康診断の実施(年1回、夜勤職員は年2回)。
- ④職員腰痛検査の実施(介助担当職員)。

(3)食品衛生区域で作業する利用者、職員の腸内細菌検査の実施

- ①食品に携わる作業に就く利用者の腸管細菌検査の実施(月1回)。
- ②食品に携わる業務に就く職員の腸管細菌検査の実施(月1回)。